

知的財産支援センター

(2) 小中学校支援事業

日本弁理士会の「母校に戻ろう」運動の一環として、教育現場への弁理士の派遣要請に応えるための活動として始まりました。広報センターでは、この事業と連携して、小学校を中心に「はっぴょん通信」を発行しています。

当センターは、発明の振興と知的財産制度の普及活動を目的とした日本弁理士会の付属組織で、以下のような活動を行っています。

○第1事業部

知的財産に関する各種講演会、特許相談等、様々な活動を行っており、このうち事業の2本柱となっているのが、知的財産セミナーと、小中学校支援事業です。

(1) 知的財産セミナー

商標をテーマとする「人が並ぶ商標相談所」と、特許をテーマとする「特許エンターテイメントセミナー」の2つがあり、知的財産に興味をもつ初級者を対象としています。いずれも寸劇を取り入れた斬新なセミナーであり、弁理士が慣れない役者となつて奮闘しています。

「人が並ぶ商標相談所」は、既に福岡をはじめ全国6カ所で開催しました。本年度は台本を更新し、2カ所で開催を予定しています。



▲人が並ぶ商標相談所

「特許エンターテイメントセミナー」は、前橋をはじめ6カ所で開催しました。本セミナーでは、2幕もの(2時間)と1幕もの(1時間)とを用意しており、主催者のご要望にお応えして、後金沢など4カ所で開催を予定しています。

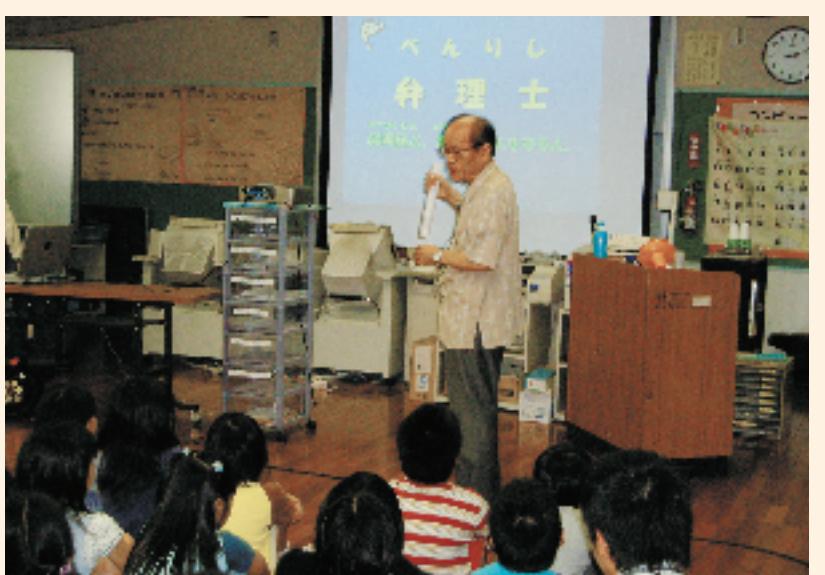


▲特許エンターテイメントセミナー

特許庁からのお知らせ 早期審査・早期審理制度 (特許出願)とは

特許出願に対する早期審査及び早期審理制度は要請に応じて、他の出願に優先して早期に審査・審理を行う制度です。請求は、早期審査または早期審理の対象案件に合致する場合に、「早期審査または早期審理に関する事情説明書」を提出することにより請求することができます。対象となるのは、個人・中小企業あるいは大学、公的研究機関等の出願、外国にも出願している場合、すでに製造・販売などを行っているか、行う予定がある場合、第三者が発明を実施している場合(早期審理のみ)です。

詳細については、特許庁ホームページ「特許庁の取り組み(審査・審判の取組)」(http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/souki_list.htm)をご覧下さい。ご不明な点がありましたら、早期審査については、特許庁特許審査第一部調整課審査業務管理班(03-3581-1101/内線3104又は3106)、早期審理については、特許庁審判部審判課審査企画室(03-3581-1101/内線5852又は3613)までお問い合わせ下さい。



▶ 小中学校での出張授業

○第2事業部

大学の知的財産活動支援を中心とした支援要請

(1) 全国の大学に対する支援要請

ニーズ発掘のための訪問活動

訪問の目的は、全国の大学に出向き、大学知財本部、TLO等から知的財産に関する大学の実情等のヒアリングを行い、このヒアリングの結果を検討して、大学毎のニーズに合った知的財産活動の支援を行っています。

昨年度から現在まで、北海道大学をはじめ、北見工業大学、岩手大学、茨城大学、宇都宮大学、会津大学、新潟大学、山梨大学、島根大学、鳥取大学、熊本大学、電気通信大学、琉球大学、信州大学への訪問を行っており、今後も続けていく予定であります。

(2) 各大学に於ける知的財産セミナーの開催支援(講師派遣ほか)

東京工業大学で「教員・学生向けパテントセミナー」を開催しました。

機械、電気、バイオ・化学の3分野で各々2回支援員が講師となつて実施しました。

内容として、先行技術検索実習と特許出願書類の作成方法を教示し、セミナー終了後には、簡単な懇親会を開催し意見交換を行いました。

また、琉球大学では「琉球大学教職員向け知的財産セミナー」を2日間開催しました。



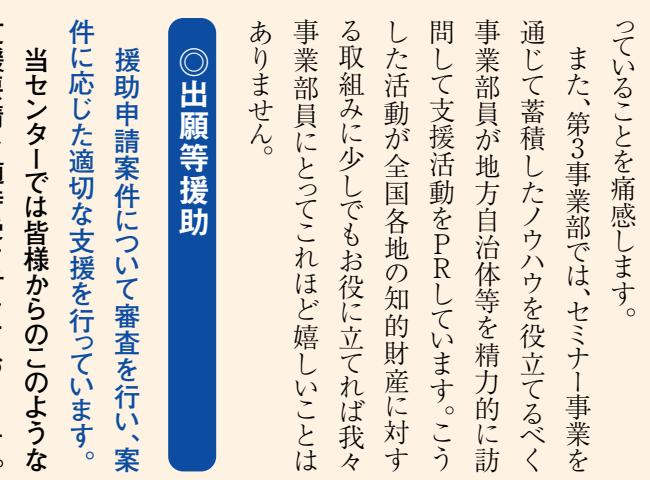
▲職員向け知的財産セミナー



▲ITベンチャー知的財産戦略セミナー



▲特許エンターテイメントセミナー



※都合により、「弁理士風土記」「知的財産権立ち見席」は休載いたします。

○第3事業部

中小企業支援を目的として活動しています。

平成16年度は、島根県との共催による知的財産戦略セミナー、高知県との共催による知的財産戦略セミナーをそれぞれの地で実施しています。

また、総務省及び独立行政法人情報通信研究機構との共同事業としてITベンチャー知的財産戦略セミナーを実施しました。こちらのセミナーは平成15年、16

年と17年に開催されました。

いずれのセミナーも、2週間～1ヶ月程の間隔で複数回に亘つて実施しております。

わゆるシリーズものです。セミナーへの参加費はいずれも無料です。セミナー会場や受講者の管理等は先方の自治体、財団等にお願いしていますが、当事業部の運営委員もほぼ毎回、現地に出向いて運営のお手伝いをしています。

各セミナーでは、参加者を幾つかのグループに分け、テーマを決めて討論等を行います。

援助申請案件について審査を行い、案件に応じた適切な支援を行っています。

当センターでは皆様からの「このような支援要請を隨時受け付けております。弁理士会事務局までご連絡下さい。

(電話: 03-3519-2709)

FAX: 03-3581-9188

PATENT
知的財産支援センター

の間隔で複数回に亘つて実施しております。

わゆるシリーズものです。セミナーへの参加費はいずれも無料です。セミナー会場や受講者の管理等は先方の自治体、財団等にお願いしていますが、当事業部の運営委員もほぼ毎回、現地に出向いて運営のお手伝いをしています。

各セミナーでは、参加者を幾つかのグループに分け、テーマを決めて討論等を行います。

援助申請案件について審査を行い、案件に応じた適切な支援を行っています。

当センターでは皆様からの「このような支援要請を随时受け付けております。弁理士会事務局までご連絡下さい。

(電話: 03-3519-2709)

FAX: 03-3581-9188

PATENT
知的財産支援センター